

国土調査のあらまし

令和 8 年度版

群馬県 農政部 農村整備課

目 次

I 国土調査	1
1 国土調査とは	1
2 国土調査事業の経過	1
II 地籍調査	2
1 地籍調査とは	2
2 地籍調査の必要性	2
3 地籍調査の効果	2
4 地籍調査の分類	3
5 地籍調査の実施事業	5
6 地籍調査の作業手順	6
7 事業主体	9
8 調査に要する経費	9
9 全国の実施状況	9
10 国土調査法第19条第5項指定について	11
III 群馬県の地籍調査	13
1 地籍調査の実施状況	13
2 地籍調査実施市町村一覧図	14
3 地籍調査状況マップ	15
4 地籍調査年度別実績（過去10年間）	16
5 令和7年度市町村別地籍調査実績	17
6 令和8年度市町村別地籍調査実施計画	19
IV 効率的手法導入推進基本調査	22
1 効率的手法導入推進基本調査とは	22
2 リモートセンシング活用型	22
3 MMS（モバイルマッピングシステム）活用型	23
4 調査実施要件	23
5 事業主体及び費用負担	23
V 土地分類基本調査	24
1 土地分類基本調査とは	24
2 成果	24
3 事業主体	24
4 調査の実施及び成果作成機関	24
5 土地分類基本調査実施地域	25
6 土地分類基本調査の実績	25
VI 関係機関一覧	26
参考：群馬県の地籍調査に関する各種データ記録表	27

I 国土調査

1 国土調査とは

国土調査とは、国土調査法(昭和 26 年6月1日法律第 180 号)及び国土調査促進特別措置法(昭和 37 年5月 19 日法律第 143 号)に基づき、国土の実態を科学的かつ総合的に調査し、国土の開発、保全並びにその利用の高度化に資するための基礎的資料を整備する調査であり、地籍調査、土地分類調査及び水調査の三種に大別されます。

地籍調査は、毎筆の土地について、その所有者や地番、地目の調査並びに境界の確認及び地積に関する測量を行う調査です。

土地分類調査は、土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査です。

水調査は、治水及び利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質、取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査です。

これらのうち、県内では各市町村が地籍調査を実施しています。また、土地分類調査のうち土地分類基本調査を県が実施し、水調査については国が実施し県土全域で完了しています。

2 国土調査事業の経過

地籍調査は、昭和 26 年に国土調査法が制定され、調査初期には実施主体である市町村等の要望を基礎とした任意方式で実施されましたが、昭和 32 年に国土調査法の一部を改正して特定計画を策定することにより事業を促進する特定計画方式に移行しました。

しかし、事業の進捗は十分でなかったため、昭和 37 年に国土調査促進特別措置法を公布・施行し、昭和 38 年より十箇年計画を定めて調査を実施するようになり、令和2年5月には第7次十箇年計画(令和2年～11 年)が閣議決定されました。

全国での、各方式または十箇年計画毎の実施状況等については、次のとおりです。

○全国の実施状況

	計画面積(k ㎡)	実績面積(k ㎡)	達成率(%)
任意方式 (昭和 26 年～31 年)	—	1,840	—
特定計画方式 (昭和 32 年～37 年)	—	5,562	—
第一次十箇年計画 (昭和 38 年～44 年)	42,000	18,909	45
第二次十箇年計画 (昭和 45 年～54 年)	85,000	38,238	45
第三次十箇年計画 (昭和 55 年～平成元年)	60,000	32,735	55
第四次十箇年計画 (平成 2 年～11 年)	49,200	22,261	45
第五次十箇年計画 (平成 12 年～21 年)	34,000	16,400	48
第六次十箇年計画 (平成 22 年～31 年)	21,000	9,713	46
第七次十箇年計画 (令和 2 年～11 年)	15,000		

Ⅱ 地籍調査

1 地籍調査とは

人に関する記録として戸籍があるように、土地に関する記録を地籍といい、日本の国土を正確に、そしてもれなく記録するための土地の基礎的な調査が地籍調査です。

調査内容は、一筆ごとの土地について所在、地番、地目、筆界の調査と、登記簿に記載された所有者に関する確認と、筆界の測量及び面積の測定で、この調査結果により作成された地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)は、一定の手続きを経て法務局にある登記簿や公図を書き改めることにより、不動産登記に反映されます。

2 地籍調査の必要性

西欧先進国では、すでに地籍調査が完了し土地の高度利用が図られています。我が国における土地に関する調査は、その時代の基本的政策や制度と結びついて行われてきており、いまだかつて地籍調査と称すべき調査の例がありません。明治時代に尺貫法で作成された地押調査図(裏表紙の図面:字限図とも呼ばれる。^{あざきりず})が現在も公図(旧土地台帳附属地図)として、土地台帳が廃止された今日でも利用されています。この公図は、当時の精度の低い測量技術や課税に対する配慮などで、実際の土地と比較した場合にズレなどが生じている場合があります。

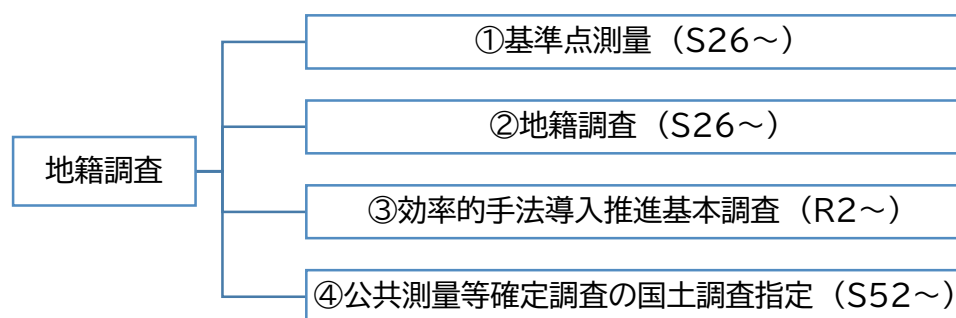
地籍が明確化されることにより、国民の財産の保全、各種負担の平等化が図られ、また、公共事業や都市開発がスムーズに行われることによる社会経済への効果は大きく、更には万が一被災した場合には早期の復興にも寄与します。このことから、地籍の不備及び欠陥を早急に改善する必要があります。

3 地籍調査の効果

地籍調査の結果は、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として広範囲に利用できます。効果の主なものは次のとおりです。

- ① 土地の境界が明確になり、境界紛争などのトラブルの発生を未然に防ぐことにつながります。
- ② 土地の売買、分筆及び合筆などの土地取引の円滑化に役立ちます。
- ③ 地震、土砂崩れ、水害等により被災した場合、個々の土地の筆界の位置は地球上の座標値で表されているため、元の位置を容易に復元でき、迅速な災害復旧に役立ちます。
- ④ 土地の正確な地目、面積が明らかになるため、課税の適正化につながります。
- ⑤ 各種公共事業用地内の土地の境界等を明確にすることで、用地取得や用地調整の円滑化につながります。
- ⑥ 土地行政全般の合理化、効率化を図ることができます。

4 地籍調査の分類



① 基準点測量

地籍調査で行われる測量の基礎とするため、基準点(四等三角点、補助基準点)を地籍調査実施予定地区に設置するもので、原則として地籍調査が行われる前年度までに、市町村等からの要望により国土地理院が設置します。なお、平成27年度から電子基準点を与点とした地籍測量を実施することとなり、原則設置の要望はできなくなりました。

② 地籍調査

地籍調査の作業は、大きく分けて「一筆地調査」と「地籍測量」とに二分されます。

一筆地調査は、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査を行うとともに、所有者の立ち会いのもとで土地の筆界を確認し杭を打ちます。

地籍測量は、一定の密度で基準となる点を設置し、その成果を基に一筆地調査において確認された一筆ごとの筆界について測量を実施します。

これらの成果を地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめる調査です。

③ 効率的手法導入推進基本調査(リモートセンシング活用型、MMS 等活用型)

令和2年度から国土交通省が実施しているもので、地域特性に応じた効率的で先進的な調査手法を用い、地籍調査の円滑化及び迅速化に資する基礎的な情報を整備しています。

リモートセンシング活用型は、航空機からの航空レーザー測量手法等の活用により広範囲の山林地域の情報を迅速に計測し、取得したデータから空中写真だけでなく、微地形表現図、林相識別図等の山村境界に関する多様な情報を整備します。

MMS(モバイルマッピングシステム)による車載写真レーザー測量手法を活用して官民境界エリアを迅速に計測して数値地形図を作成するとともに、公物管理者が保有する境界情報等も有効活用しつつ、官民境界に関する基礎的情報を整備します。

④ 公共事業等確定測量の国土調査指定(国土調査法第 19 条第5項指定)

地籍調査と類似の調査・測量として、公共事業で実施される確定測量や民間で行われる用地測量等がありますが、この成果が地籍調査と同等以上の精度及び正確さを有すると認められる場合、国土調査の成果と同一の効果があるものとして、国土調査法第 19 条第5項の指定を受けることができます。

1)指定の意義

- ア 地籍調査の成果と同等以上であることが公証され、その調査・測量が極めて正確なものであると認められます。
- イ 類似した調査・測量を同じ地区で重複して行うことを防止できます。

2)指定の対象

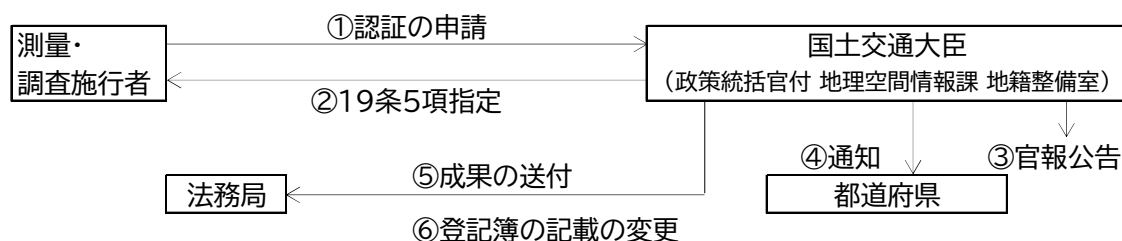
- ア 土地改良事業や土地区画整理事業等の換地を伴う事業
- イ 公共団体や民間事業等の開発を行う事業
- ウ 公共測量等で設置された基準点

3)基準点の設置

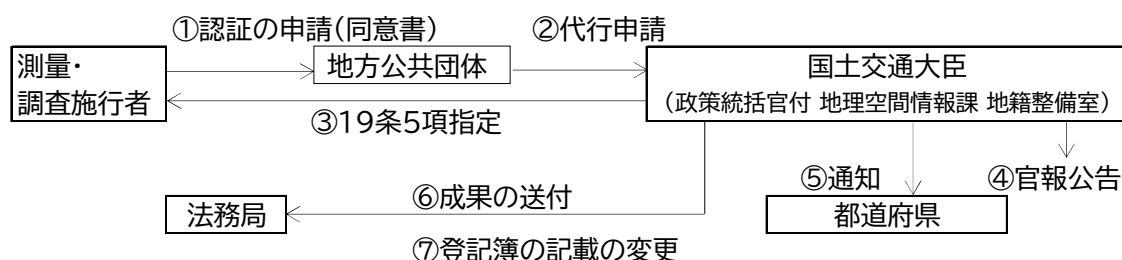
国土調査法第 19 条第5項指定の促進のため、この申請をしようとする公共事業確定測量区域、または民間事業を実施する地域において、事業者からの要望を基に四等三角点の設置を国土地理院が行っています。なお、設置に係る申請者の経費負担はありません。

4)手続きの流れ

ア 一般的な申請の場合



イ 代行申請の場合



5)令和2年の国土調査法改正における制度見直し

民間事業者等が作成した測量成果の活用の際に民間事業者等に追加的な手間がかかるといった課題に対応するため、地方公共団体による代行申請制度が創設されました。(第 19 条 6 項)

5 地籍調査の実施事業

市町村、土地改良区等が地籍調査事業を実施する際に、次の対象要件を満足する場合には国庫補助事業メニューを活用することができます。

①地籍調査費負担金

目的：国土の開発及び保全並びにその利用の高度化

対象範囲：重点対象の5分野(※1)に該当する地籍調査

※1：社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策

②社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)

目的：社会資本整備と地籍調査との連携推進による社会資本整備の円滑化

対象範囲：社会資本整備総合交付金で実施する社会資本整備事業と連携した地籍調査

例)土砂災害等のおそれのある地域と重複する地籍調査

③社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助

目的：社会資本整備と地籍調査との連携推進による社会資本整備の円滑化

対象範囲：事業実施の見通しが確実な社会資本整備事業と連携して行う地籍調査

例)個別の公共事業実施区域と重複する地籍調査

例)土砂災害等のおそれのある地域と重複する地籍調査

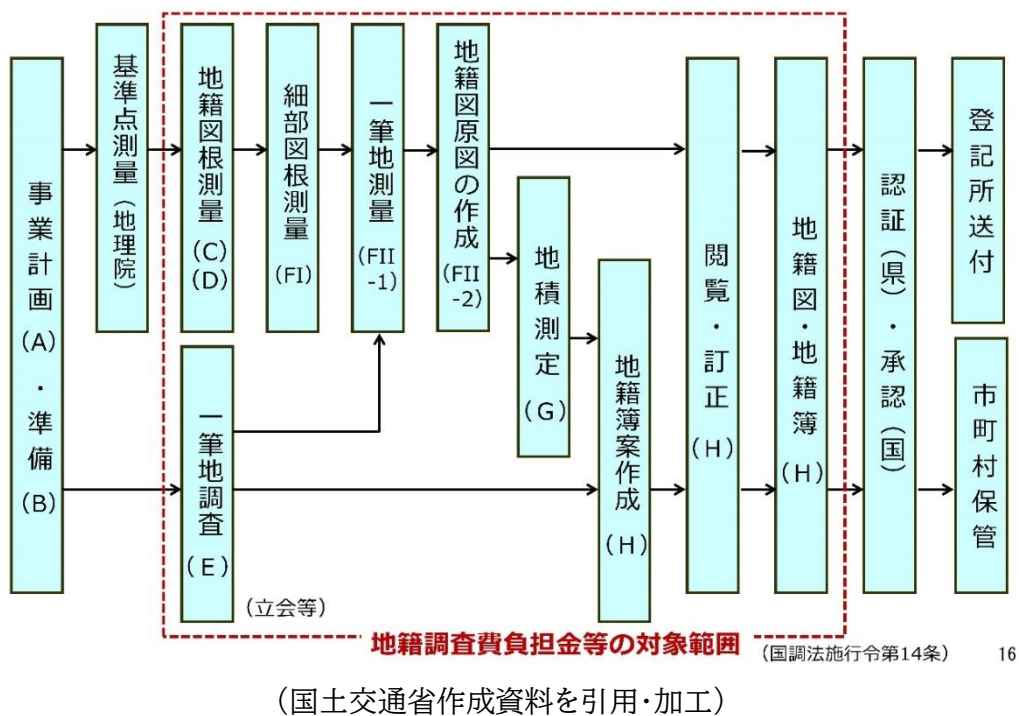
【参考】重点対象の5分野



(国土交通省作成資料を引用・加工)

6 地籍調査の作業手順(作業工程)

地籍調査の作業手順は、次のとおりです。



16

◆各作業の概要は次のとおりです。

① 事業計画(A工程)

全体事業計画や年度計画の策定、関係機関との調整及び国土調査法に規定される手続などを行います。

② 準備(B工程)

実施組織(市町村等)の体制を整備し、調査対象地域の関係者等に対して説明会や広報活動などを通じて調査実施の周知を図り、実施の際の協力が得られるよう準備を行います。

③ 地籍図根三角測量(C工程)

国土地理院で設置する基準点だけでは不足するので、これを補うために地籍図根三角点を設置し、その位置を測量します。



④ 地籍図根多角測量(D工程)

細部測量の基礎とするために基準点及び地籍図根三角点等をもとにし、地籍図根多角点を設置し、その位置を測量します。

⑤ 一筆地調査(E工程)

一筆ごとの土地について登記簿及び公図等をもとに、所有者、国、県、市町村の公共物管理者及びその他施設管理者の立ち会いのもと所有者、所在、地番、地目及び筆界の確認を行い、それぞれの筆界に杭や鋵などを入れます。



⑥ 地籍細部測量、一筆地測量、地籍図原図作成(F工程)

所有者に確認してもらった土地の筆界を、地籍細部図根点等をもとに一筆ごとの測量を行い、地籍図原図を作成します。作業工程としては、地籍細部図根点等を設置するFⅠ工程、一筆ごとの測量を行うFⅡ－Ⅰ工程、測量成果をもとに地籍図原図を作成するFⅡ－Ⅱ工程に分類されます。



⑦ 地積測定(G工程)

細部測量により算出された筆界点の座標値及び作成された地籍図原図をもとに、一筆ごとの地積を計算します。

⑧ 地籍図、地籍簿作成(H工程)

調査の結果に基づき、地籍簿案を作成します。

⑨ 閲 覧(H工程)

地籍図原図、地籍簿案は各市町村の役場などで 20 日間の閲覧に供されます。もし、誤りなどがあれば申し出により再調査し訂正されます。これらの手続きが終わると地籍図、地籍簿の認証を県に対して請求します。



地籍簿

地籍調査前の土地の表示					地籍調査後の土地の表示					原因及びその日付	地 図 号
字 名	地 番	地 目	地 積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称	字 名	地 番	地 目	地 積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称		
群馬	130-1	畑	959	503-1 群馬 太郎				1023		地積錯誤	B12-2
〃	130-2	畑	42	〇〇村			公衆用道路	58		昭和45年以下不詳地目 変更 地積錯誤	B12-2
〃	131	畑	2051	515 群馬 竜之介		131-1		2384		平成5年5月5日一部地目 変更 131-1、131-2に分筆	B12-2
〃						131-2	宅地	438.56		131から分筆	B12-1 B12-2

地籍図



⑩認 証

県知事は市町村からの認証請求に基づき、成果について測量及び調査上の誤りがなく、国土調査法施行令で定める限度以上の誤差がないかを審査し、誤り等が無い場合には、国土交通大臣の承認を得たうえで成果の認証を行い、正確な権威ある資料であることを証明します。

⑪法務局送付、市町村備え付け

認証された成果は法務局へ送付されて、登記簿は地籍簿をもとに書き改められ、地籍図は不動産登記法第14条第1項の地図として備え付けられます。

また、市町村で保管される成果は、各種事業や課税の面で利活用されます。

7 事業主体

県、市町村、土地改良区及び森林組合等が事業主体になることが可能ですが、令和 8 年度において、本県では市町村が事業主体となっています。

調査の実施にあたっては、事業計画・準備を除く各工程(C～H 工程)について測量会社等に委託することが可能ですが、各事業主体においても工程管理及び工程検査を行うほか、一筆地調査にも同行するなど、地区の状況について常に把握しておく必要があります。また、土地所有者等の現地立会いが原則であることから地籍調査推進委員会などを設置し、調査趣旨の徹底と協力を求め、スムーズな推進を図ることが必要です。

8 調査に要する経費

地籍調査事業費は、調査地域の筆数、一筆平均面積、傾斜度、視通状況等から図面の縮尺や精度などにより大きく異なりますが、本県での令和 7 年度における地上法による1k m²当たり平均経費は、およそ 1 億円となっています。

この経費の負担は次のとおりであり、個人には負担がかかりません。

なお、県や市町村の負担分については、一定の割合で特別交付税が交付されます。

〔市町村が事業主体の場合〕

区 分	国負担分	県負担分	市町村負担分
負担割合	1/2	1/4	1/4
1k m ² 当たり	5,000 万円	2,500 万円	2,500 万円

〔土地改良区等が事業主体の場合〕

区 分	国負担分	県負担分	市町村負担分
負担割合	2/3	1/6	1/6
1k m ² 当たり	6,666 万円	1,667 万円	1,667 万円

※金額は目安であり、調査地域の条件等により変動する。

9 全国の実施状況

地籍調査は、昭和 26 年から行われており、その開始から 74 年が経過しました。

しかし、令和 7 年度末時点においては、全国土面積 377,794k m²から国有林・湖沼等の公有水面を除く要調査面積 287,966k m²のうち、調査を行った面積は 152,838k m²、進捗率は 53%であり、進捗速度が遅いことから、早急に調査を推進する必要があります。

特に都市部(DID:人口集中地区)及び山村部(林地)において、調査が遅れています。

		対象面積(k m ²)	実績面積(k m ²)	進捗率(%)
DID(人口集中地区)		12,673	3,456	27
DID 以外	宅地	19,453	10,167	52
	農用地	77,690	55,253	71
	林地	178,150	83,962	47
計		287,966	152,838	53

数値はいずれも、令和 7 年度末時点。

※DID とは、人口集中地区(Densely Inhabited District)の略。国勢調査において設定される人口密度が 1ha あたり 40 人以上、人口 5,000 人以上の地域で実質的な都市地域を表す。平成 27 年の国勢調査をベースとしている。

※四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

①地籍調査の着手状況

全国 1,741市町村のうち令和 7 年度までに調査を着手した市町村は 1,647(着手率 95%)で、このうち、すでに完了した市町村は 614(35%)となっています。

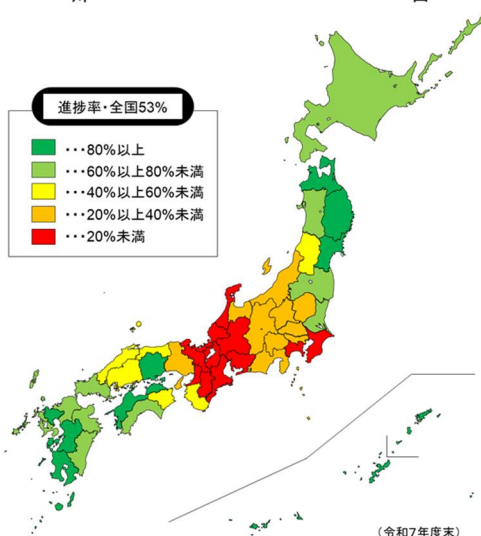
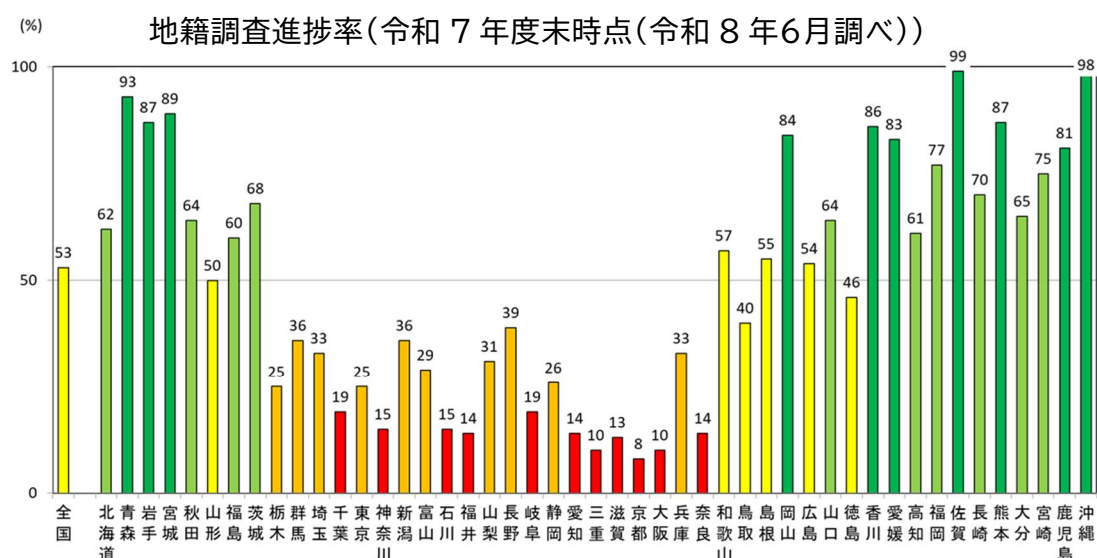
その一方で未だに調査未着手の市町村は 94(5%)であり、少しずつですが減少しています。

区分	市町村数	構成比
地籍調査を完了した市町村	614	35%
地籍調査を実施中の市町村	821	47%
地籍調査を休止している市町村	212	12%
地籍調査に未着手の市町村	94	5%
	1,741	

数値はいずれも、令和 7 年度末時点。

②都道府県ごとの進捗状況(令和 7 年度末時点)

調査の進捗状況は地域差が大きく、北海道、東北、中国、四国及び九州地方では比較的進んでおり、関東、中部、北陸及び近畿地方で大幅に遅れています。



(国土交通省作成資料を引用)

10 国土調査法第 19 条第5項指定について

国土調査法では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に扱うことができるとしており、これを「19 条5項指定」と呼んでいます。

例えば、土地改良事業、土地区画整理事業または宅地開発など土地の区画形質の変更を伴う事業や、公共事業等で実施される用地調査などを行った場合に作成される地図(確定測量図)等について、19 条 5 項指定を受けることができます。

①指定の意義

1)測量の信頼性が高まります

19 条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量・調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。

正確な地図を作成することにより、近隣との境界争い等が未然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。



2)法務局の正式地図となります

区画整理や宅地開発等に伴う土地の異動について登記を行う場合に、国から法務局に指定書を送付され、法務局における正式な地図(不動産登記法第 14 条第1項の地図)として備え付けられます。

これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。



一定の基準を満たす場合に、国が指定

3)法務局の正式地図とは？

土地一筆ごとの位置や形状は、法務局の地図(公図)に表されています。

しかしながら、公図の中には、明治時代の測量成果をそのまま引き継いだものも多く残っています。法務局では、現代的な測量に基づき土地の正確な位置・形状を表したものを「正式地図(不動産登記法第 14 条第1項の地図)」とし、それ以外のものは「地図に準ずる図面」として扱っています。

19 条5項指定を受けることで、確定測量図等が正式地図として扱われることになります。

1339		881		1340		1341		1342		562	
1335		879-1		1337		1338		1351			
1336		290-1		290-3		719		665		966	
1334		1352		1333		1334		1335		1336	
1337		1338		1339		1340		1341		1342	
1343		1344		1345		1346		1347		1348	
1349		1350		1351		1352		1353		1354	
1355		1356		1357		1358		1359		1360	
1361		1362		1363		1364		1365		1366	
1367		1368		1369		1370		1371		1372	
1373		1374		1375		1376		1377		1378	
1379		1380		1381		1382		1383		1384	
1385		1386		1387		1388		1389		1390	
1391		1392		1393		1394		1395		1396	
1397		1398		1399		1400		1401		1402	
1403		1404		1405		1406		1407		1408	
1409		1410		1411		1412		1413		1414	
1415		1416		1417		1418		1419		1420	
1421		1422		1423		1424		1425		1426	
1427		1428		1429		1430		1431		1432	
1433		1434		1435		1436		1437		1438	
1439		1440		1441		1442		1443		1444	
1445		1446		1447		1448		1449		1450	
1451		1452		1453		1454		1455		1456	
1457		1458		1459		1460		1461		1462	
1463		1464		1465		1466		1467		1468	
1469		1470		1471		1472		1473		1474	
1475		1476		1477		1478		1479		1480	
1481		1482		1483		1484		1485		1486	
1487		1488		1489		1490		1491		1492	
1493		1494		1495		1496		1497		1498	
1499		1500		1501		1502		1503		1504	
1505		1506		1507		1508		1509		1510	
1511		1512		1513		1514		1515		1516	
1517		1518		1519		1520		1521		1522	
1523		1524		1525		1526		1527		1528	
1529		1530		1531		1532		1533		1534	
1535		1536		1537		1538		1539		1540	
1541		1542		1543		1544		1545		1546	
1547		1548		1549		1550		1551		1552	
1553		1554		1555		1556		1557		1558	
1559		1560		1561		1562		1563		1564	
1565		1566		1567		1568		1569		1570	
1571		1572		1573		1574		1575		1576	
1577		1578		1579		1580		1581		1582	
1583		1584		1585		1586		1587		1588	
1589		1590		1591		1592		1593		1594	
1595		1596		1597		1598		1599		1600	
1601		1602		1603		1604		1605		1606	
1607		1608		1609		1610		1611		1612	
1613		1614		1615		1616		1617		1618	
1619		1620		1621		1622		1623		1624	
1625		1626		1627		1628		1629		1630	
1631		1632		1633		1634		1635		1636	
1637		1638		1639		1640		1641		1642	
1643		1644		1645		1646		1647		1648	
1649		1650		1651		1652		1653		1654	
1655		1656		1657		1658		1659		1660	
1661		1662		1663		1664		1665		1666	
1667		1668		1669		1670		1671		1672	
1673		1674		1675		1676		1677		1678	
1679		1680		1681		1682		1683		1684	
1685		1686		1687		1688		1689		1690	
1691		1692		1693		1694		1695		1696	
1697		1698		1699		1700		1701		1702	
1703		1704		1705		1706		1707		1708	
1709		1710		1711		1712		1713		1714	
1715		1716		1717		1718		1719		1720	
1721		1722		1723		1724		1725		1726	
1727		1728		1729		1730		1731		1732	
1733		1734		1735		1736		1737		1738	
1739		1740		1741		1742		1743		1744	
1745		1746		1747		1748		1749		1750	
1751		1752		1753		1754		1755		1756	
1757		1758		1759		1760		1761		1762	
1763		1764		1765		1766		1767		1768	
1769		1770		1771		1772		1773		1774	
1775		1776		1777		1778		1779		1780	
1781		1782		1783		1784		1785		1786	
1787		1788		1789		1790		1791		1792	
1793		1794		1795		1796		1797		1798	
1799		1800		1801		1802		1803		1804	
1805		1806		1807		1808		1809		1810	
1811		1812		1813		1814		1815		1816	
1817		1818		1819		1820		1821		1822	
1823		1824		1825		1826		1827		1828	
1829		1830		1831		1832		1833		1834	
1835		1836		1837		1838		1839		1840	
1841		1842		1843		1844		1845		1846	
1847		1848		1849		1850		1851		1852	
1853		1854		1855		1856		1857		1858	
1859		1860		1861		1862		1863		1864	
1865		1866		1867		1868		1869		1870	
1871		1872		1873		1874		1875		1876	
1877		1878		1879		1880		1881		1882	
1883		1884		1885		1886		1887		1888	
1889		1890		1891		1892		1893		1894	
1895		1896		1897		1898		1899		1900	
1901		1902		1903		1904		1905		1906	
1907		1908		1909		1910		1911		1912	
1913		1914		1915		1916		1917		1918	
1919		1920		1921		1922		1923		1924	
1925		1926		1927		1928		1929		1930	
1931		1932		1933		1934		1935		1936	
1937		1938		1939		1940		1941		1942	
1943		1944		1945		1946		1947		1948	
1949		1950		1951		1952		1953		1954	
1955		1956		1957		1958		1959		1960	
1961		1962		1963		1964		1965		1966	
1967		1968		1969		1970		1971		1972	
1973		1974		1975		1976		1977		1978	
1979		1980		1981		1982		1983		1984	
1985		1986		1987		1988		1989		1990	
1991		1992		1993		1994		1995		1996	
1997		1998		1999		2000		2001		2002	
2003		2004		2005		2006		2007		2008	
2009		2010		2011		2012		2013		2014	
2015		2016		2017		2018		2019		2020	
2021		2022		2023		2024		2025		2026	
2027		2028		2029		2030		2031		2032	
2033		2034		2035		2036		2037		2038	
2039		2040		2041		2042		2043		2044	
2045		2046		2047		2048		2049		2050	
2051		2052		2053		2054		2055		2056	
2057		2058		2059		2060		2061		2062	
2063		2064		2065		2066		2067		2068	
2069		2070		2071		2072		2073		2074	
2075		2076		2077		2078		2079		2080	
2081		2082		2083		2084		2085		2086	
2087		2088		2089		2090		2091		2092	
2093		2094		2095		2096		2097		2098	
2099		2100		2101		2102		2103		2104	
2105		2106		2107		2108		2109		2110	
2111		2112		2113		2114		2115		2116	
2117		2118		2119		2120		2121		2122	
2123		2124		2125		2126		2127		2128	
2129		2130		2131		2132		2133		2134	
2135		2136		2137		2138		2139		2140	
2141		2142		2143		2144		2145		2146	
2147		2148		2149		2150		2151		2152	
2153		2154		2155		2156		2157		2158	
2159		2160		2161		2162		2163		2164	
2165		2166		2167		2168		2169		2170	
2171		2172		2173		2174		2175		2176	
2177		2178		2179		2180		2181		2182	
2183		2184		2185		2186		2187		2188	
2189		2190		2191		2192		2193		2194	
2195		2196		2197		2198		2199		2200	
2201		2202		2203</							

②地籍整備推進調査費補助金について

土地に関する調査や測量は様々な場所で行われていますが、これらの成果の多くはその目的のためにしか利用されないことがほとんどです。この成果が持つ土地に関する正確な情報を共有することにより、土地の売買、相続及び開発などに係る境界確認に要する時間やコストの縮減を図ることができます。

このためには、国土調査法第 19 条第5項指定を受けることが有効であり、指定者から法務局へ成果が送付され、不動産登記法第 14 条第1項地図として備え付けられることにより活用が図られます。

19 条5項指定申請に必要な調査や測量をDID地区または都市計画区域で行い、その成果をもとに 19 条5項指定申請を行う者に対して補助をするため、平成 22 年度に国土交通省において地籍整備推進調査費補助金制度が創設されました。

令和5年度には補助対象の内容が拡充され、国土調査法第 19 条第6項に基づき地方公共団体が代行申請する場合の地方公共団体の自己負担について、定額補助が活用可能になりました。

○地籍整備推進調査費補助金

事業主体 地方公共団体、民間事業者等

地域要件 DID(人口集中地区)または都市計画区域(ただし、地籍調査実施済み地域は除く)

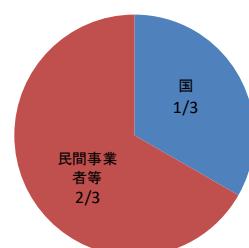
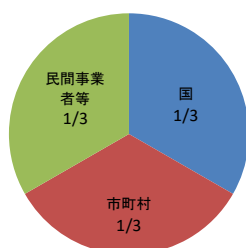
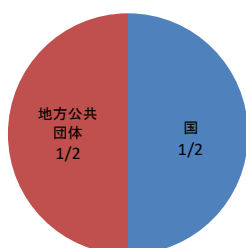
面積要件 500 ㎡以上

補助率 次のとおり

事業主体 地方公共団体(直接補助)

民間事業者等(間接補助)

民間事業者等(直接補助)



補助金の流れ 直接補助: 国 → 地方公共団体や民間事業者等
間接補助: 国 → 市町村 → 民間事業者等

補助限度額



(限度額)
地区当たり 20 万円

(限度額)
地区当たり 500 万円 + 100 万円 / ha × 面積

(限度額)
地区当たり 30 万円

民間事業者の
直接補助の例

民間事業者が 1ha の土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は 500 万円 + 100 万円 × 1ha = 600 万円となる。
国の民間事業者に対する補助率は 1/3 なので、600 万円 × 1/3 = 200 万円が 国の補助金の限度額となる。

(国土交通省作成資料を引用・加工)

Ⅲ 群馬県の地籍調査

1 地籍調査の実施状況

本県の地籍調査は、昭和 28 年から県が実施主体として、土地改良事業実施地区の中群馬・長野堰及び碓氷用水の各土地改良区の受益地で実施しました。また、市町村では同年から明和村（現明和町）が着手しました。

その後、第一次、第二次十箇年計画と順調に伸びてきましたが、第一次オイルショック後は漸減の傾向にありました。しかし、近年この事業の重要性及び必要性が見直され、令和 7 年度までに 35 市町村のうち 30 市町村が調査に着手しております。また、既に調査を完了した市町村が 5 町村あります。

現在では、令和 2 年 5 月に第七次十箇年計画（令和 2 年～11 年）が閣議決定され、この十年間の地籍調査実施面積を 166k ㎡と定めて調査の進捗を図っています。

なお、令和 7 年度末時点の県全体の進捗率は、調査面積 4,342k ㎡に対して調査済み面積及び 19 条5項指定済み面積の計が 1,582k ㎡であり、36.4%となっています。

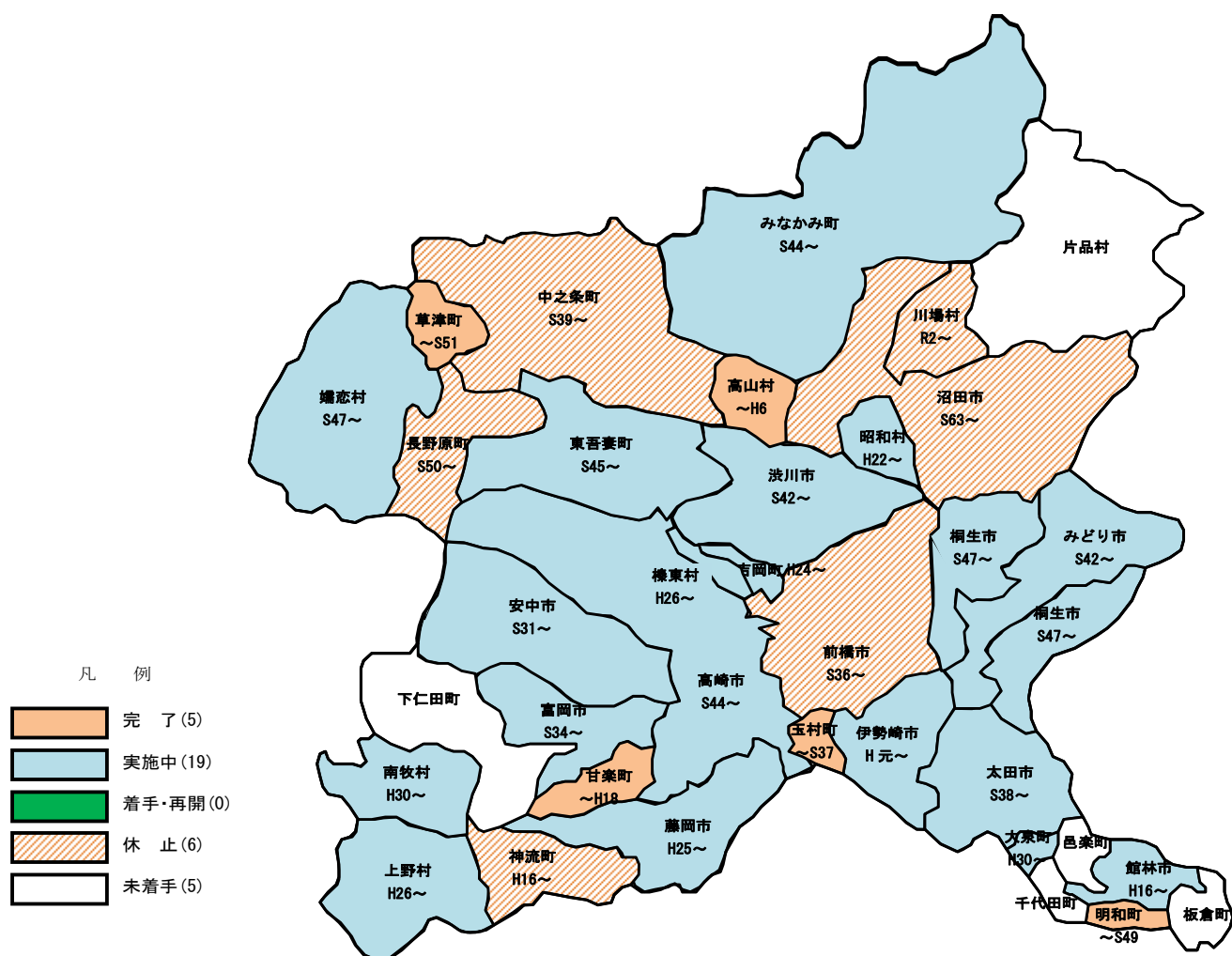
今後も、休止市町村の再開、未着手町村の新規着手及び調査中市町村の調査面積拡大などにより調査の進捗を図っていく必要があります。

本県の各調査方式または十箇年計画にかかる調査実施状況は、次のとおりです。

○全国の実施状況

	計画面積(k ㎡)	実績面積(k ㎡)	達成率(%)
任意方式 (昭和 26 年～31 年)	—	52	—
特定計画方式 (昭和 32 年～37 年)	—	63	—
第一次十箇年計画 (昭和 38 年～44 年)	800	189	24
第二次十箇年計画 (昭和 45 年～54 年)	1,600	452	28
第三次十箇年計画 (昭和 55 年～平成元年)	900	263	29
第四次十箇年計画 (平成 2 年～11 年)	800	188	24
第五次十箇年計画 (平成 12 年～21 年)	621	127	20
第六次十箇年計画 (平成 22 年～31 年)	230	108	47
第七次十箇年計画 (令和 2 年～11 年)	166		

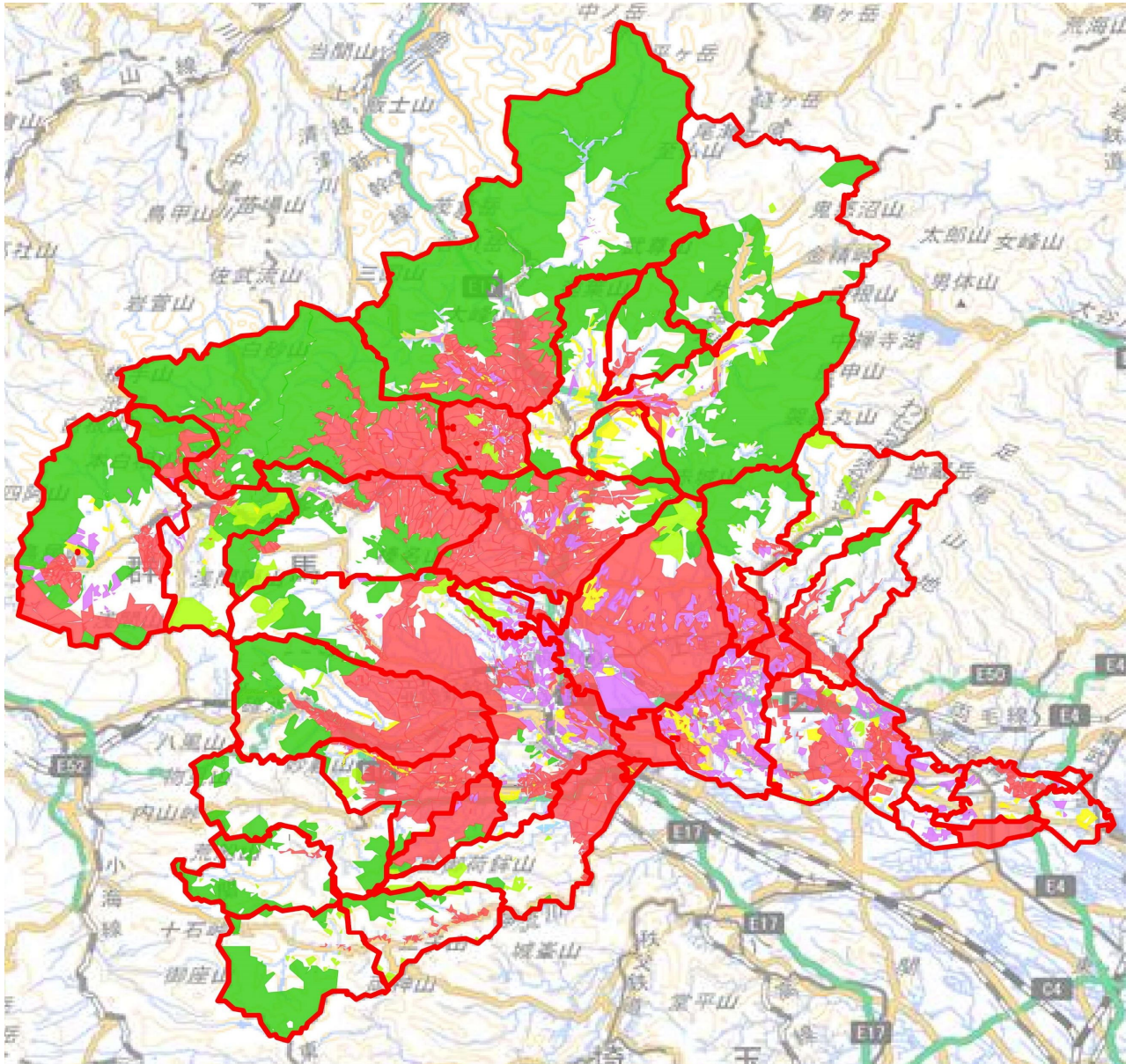
2 地籍調査実施市町村一覧図



項目	市町村数	市町村名	備考
完了市町村	5 (14.3%)	甘楽町、草津町、高山村、玉村町、明和町	
実施市町村	19 (54.3%)	高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、 館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中 市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、 南牧村、嬬恋村、東吾妻町、 昭和村、みなかみ町、大泉町	
休止市町村	6 (17.1%)	前橋市、沼田市、川場村、神流町、 中之条町、長野原町	
未着手市町村	5 (14.3%)	下仁田町、片品村、板倉町、千代田町、 邑楽町	全市町村が第七 次十箇年計画に 含まれている。
計	35市町村 (100%)		

3 地籍調査状況マップ

国土交通省 地籍調査Webサイトより(令和7年度末)



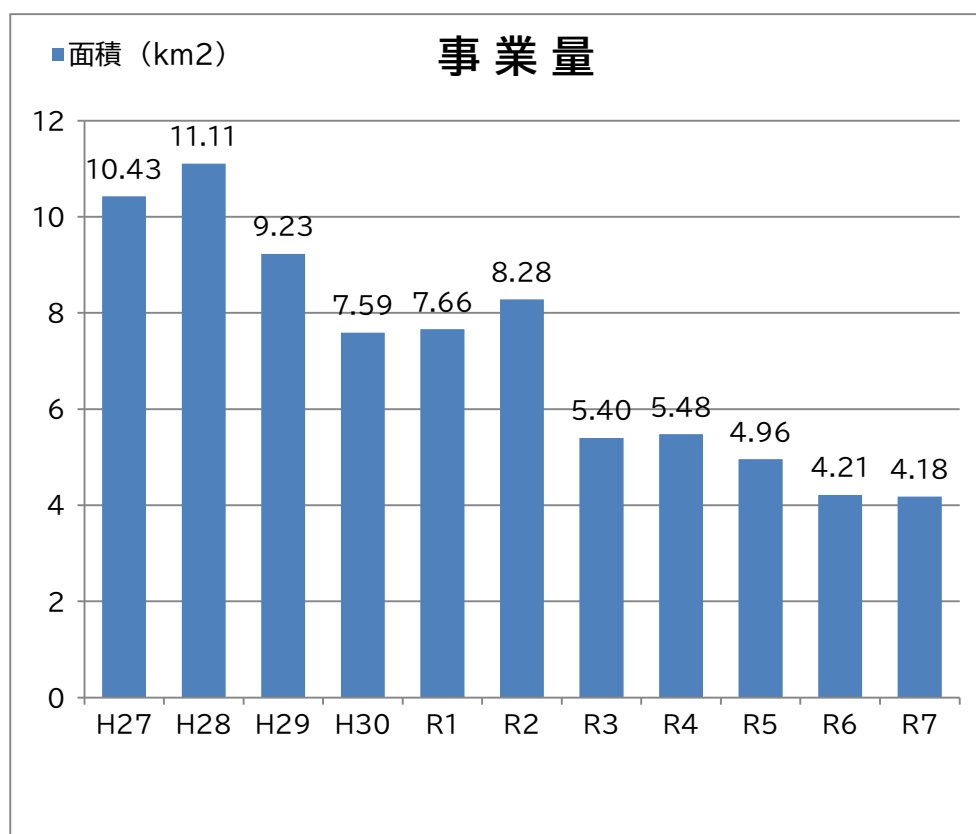
地図の凡例

状況	色
地籍調査実施済み、実施中の地域	赤
国土調査法第19条第5項による指定が行われた地域	黄
都市部官民境界基本調査または、山村境界基本調査が行われた地域	青
土地区画整理事業等が行われ、地籍が一定程度明らかになっている地域	紫
都道府県有林等の大規模国・公有地	緑
国有林野(地籍調査の対象外地域)	濃緑
地籍調査未実施地域	白

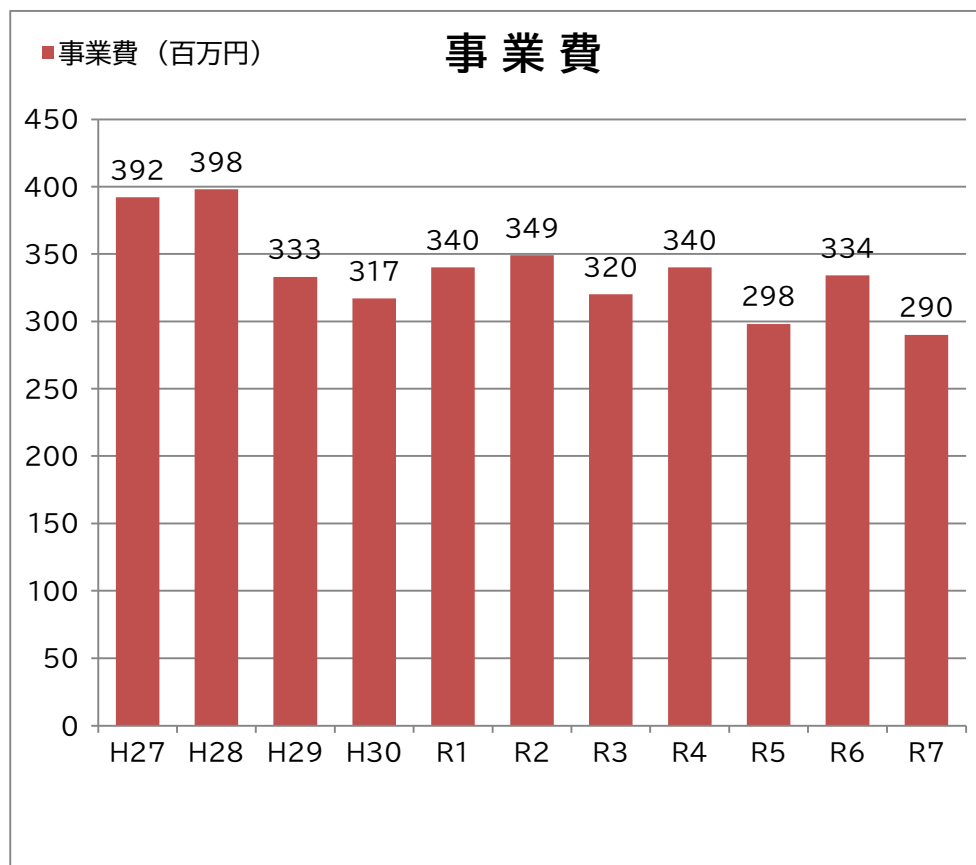
各市町村毎の進捗状況については、地籍調査Webサイト中の地籍調査状況マップで確認可能です。

<http://www.chiseki.go.jp/map/10.php?>

4 地籍調査年度別実績（過去10年間）



※能登半島地震による座標補正を、令和7年度に1.77km²実施。
（上記の事業量には含まない。）



5 令和7年度 市町村別地籍調査実績

(凡例)  令和6年度までに実施済みの工程  令和7年度実施工程

番号	市町村名	計画区名	調査面積 (km2)	換算面積 (km ²)	実 施 工 程										H		
					C	D RD	E1	E2	FI	FII-1	FII-2	G	地籍図 等作成	数値 情報化	集成図		
1	高崎市	石原Ⅰ	0.06	0.01													
		松之沢Ⅳ	0.05	0.01													
		水沼Ⅶ	0.06	0.02													
		中里Ⅴ	0.03	0.02													
		岩崎Ⅱ	0.08	0.06													
		水沼Ⅷ	0.05	0.04													
		小 計	0.33	0.16													
2	桐生市	菱町の一部8	0.09	0.03													
		水沼の一部9	0.13	0.03													
		菱町の一部9	0.12	0.10													
		八木原の一部1	0.12	0.09													
		小 計	0.46	0.24													
		3	伊勢崎市	山王町・中町・今井町の各一部	0.08	0.02											
三光町・上泉町・緑町の各一部	0.13			0.03													
山王町の一部Ⅲ	0.05			0.04													
緑町・上泉町の各一部	0.12			0.09													
小 計	0.38			0.18													
4	太田市	新田下江田町・粕川町・出塚町の各一部	0.16	0.04													
		新田下江田町・粕川町の各一部その2	0.16	0.13													
		小 計	0.32	0.17													
5	館林市	本町一丁目の一部、代官町の一部、朝日町の一部	0.12	0.02													
		西本町の一部、大街道一丁目の一部	0.12	0.06													
		西本町の一部、代官町の一部、大街道一丁目の一部、台宿町の一部	0.24	0.06													
		小 計	0.48	0.14													
6	渋川市	北牧Ⅲ	0.14	0.04													
		津久田Ⅶ	0.10	0.03													
		北牧Ⅳ	0.19	0.15													
		津久田Ⅷ	0.04	0.01		RD1・2											
		小 計	0.47	0.22													
7	藤岡市	鬼石Ⅳ	0.27	0.06													
		鬼石Ⅴ	0.10	0.08													
		下日野Ⅰ・金井Ⅰ	0.44	0.20		RD1・2											
		下日野Ⅱ	0.62	0.28		RD1・2											
		下日野Ⅲ	0.59	0.27		RD1・2											
		下日野Ⅳ	0.43	0.19		RD1・2											
		小 計	2.45	1.08													
8	富岡市	妙義町大牛の一部Ⅳ・妙義町岳の一部Ⅲ・妙義町妙義の一部Ⅰ	0.33	0.08													
		妙義町大牛の一部Ⅴ・妙義町岳の一部Ⅳ・妙義町行沢の一部Ⅱ・妙義町諸戸の一部Ⅰ	0.28	0.21													
		小 計	0.61	0.29													
9	安中市	川久保・森脇・水出	0.39	0.09													
		蟹沢・西浦・北浦	0.34	0.26													
		坂本の一部1	0.35	0.08													
		小 計	1.08	0.42													

番号	市町村名	計画区名	調査面積 (km2)	換算面積 (km ²)	実 施 工 程										H		
					C	D RD	E1	E2	FI	FII-1	FII-2	G	地籍図 等作成	数値 情報化	集成図		
10	みどり市	大間々12	0.09	0.02													
		大間々13	0.05	0.04													
		小 計	0.14	0.06													
11	榛東村	新井の一部4	0.20	0.05													
		新井の一部5	0.04	0.03													
		岩下の一部6	0.30	0.07													
		小 計	0.54	0.15													
12	吉岡町	大久保5	0.21	0.05													
		大久保6	0.14	0.11													
		小 計	0.35	0.16													
13	上野村	勝山Ⅱ	0.07	0.01													
		小 計	0.07	0.01													
14	神流町	大字船子の一部(2)	0.03	0.01													
		小 計	0.03	0.01													
15	南牧村	磐戸1	0.16	0.04													
		磐戸2	0.16	0.12													
		檜沢1	0.19	0.004													
		小 計	0.51	0.164													
16	長野原町	遠西	0.54														
		町	0.22														
		東貝瀬	0.28														
		貝瀬	0.24														
		火打花	0.49														
		小 計	1.77	0.00													
17	嬬恋村	荻原・笹平の1	0.29	0.09													
		滝ノ山	0.45	0.14													
		小 計	0.74	0.23													
18	東吾妻町	須賀尾の一部7	0.30	0.07													
		岩下の一部4	0.21	0.11													
		須賀尾の一部8	0.18	0.05													
		小 計	0.69	0.23													
19	昭和村	貝野瀬Ⅵ	0.09	0.02													
		貝野瀬Ⅶ	0.09	0.07													
		小 計	0.18	0.09													
20	みなかみ町	相俣Ⅸ	0.63	0.14													
		小 計	0.63	0.14													
21	大泉町	寄木戸3・仙石1	0.18	0.04													
		寄木戸4	0.30	0.01													
		小 計	0.48	0.05													
		合 計	12.71	4.18													

注)1 調査面積欄の符号は、次のとおりとする。

C=地籍図根三角測量 D=地籍図根多角測量 RD=航空測量 E1=素図作成 E2=-筆地調査 F I=地籍細部測量 F II-1=-筆地測量 F II-2=地籍図作成 G=地積測定 H=地籍図及び地籍簿の作成

2 換算面積は、調査面積にC、D、E、F、G及びH工程の、換算面積率を乗じて得た面積である。

3 平成29年度より、D工程を省略する事が可能となったことから各地区省略となっている。(本表では斜線で表示)

4 実施工程欄の(検)は、令和6年能登半島地震に伴う座標補正及び検証測量を示す。既存成果の補正のため、換算面積には含まない。

5 記載の面積はそれぞれ四捨五入を行っているため、合計は一致しない場合がある。

6 令和8年度 市町村別地籍調査実施計画

(令和8年4月現在)

番号	市町村名	計画区名	調査面積 (km ²)	換算面積 (km ²)	実 施 工 程											備 考
					C	D	RD1 RD2	RD3	E1	E2	F I	FII-1	FII-2	G	H	
1	高崎市	中里Ⅴ	0.03	0.01	R7											
		岩崎Ⅱ	0.08	0.02	R7											
		水沼Ⅷ	0.05	0.01	R7											
		石原Ⅱ	0.03	0.02												
		松之沢Ⅴ	0.13	0.10	R8											
		計	0.32	0.16												
2	桐生市	菱町の一部9	0.12	0.03	R7											
		八木原の一部1	0.12	0.03	R7											
		菱町の一部10	0.03	0.02	R8											
		八木原の一部2	0.13	0.10	R8											
		計	0.40	0.18												
3	伊勢崎市	山王町の一部Ⅲ	0.05	0.01												
		緑町・上泉町の各一部	0.12	0.03												
		豊城町の一部	0.08	0.06												
		上泉町・今泉町二丁目の各一部	0.06	0.05												
		計	0.31	0.15												
4	太田市	新田下江田町・粕川町の各一部その2	0.16	0.04	R7											
		粕川町の一部1	0.13	0.10	R8											
		計	0.29	0.14												
5	館林市	西本町外 (令和7年度:西本町の一部、大街道一丁目の一部)	0.12	0.03	R6											
		代官町外 (令和7年度:西本町の一部、代官町の一部、大街道一丁目の一部、台宿町の一部)	0.12	0.06	R7											
		計	0.24	0.09												
6	渋川市	北牧Ⅳ	0.19	0.04	R7											
		津久田Ⅷ	0.04	0.01	R7		R6 【基】	R8	R7							
		北牧Ⅴ	0.15	0.12	R8											
		津久田Ⅸ	0.23	0.18	R8											
		計	0.61	0.35												

航測法

番号	市町村名	計画区名	調査面積 (km ²)	換算面積 (km ²)	実 施 工 程											備 考
					C	D	RD1 RD2	RD3	E1	E2	F I	FII-1	FII-2	G	H	
7	藤岡市	鬼石V	0.10	0.02	R7											併用法 (地上法・航測法)
		鬼石VI	0.14	0.11	R8											
		下日野Ⅰ・金井Ⅰ	(0.44)		【基】			R7								
		下日野Ⅱ	(0.62)		【基】			R7								
		下日野Ⅲ	(0.59)		【基】			R7								
		下日野Ⅳ	(0.43)		【基】			R7								
		計	0.24	0.13												
8	富岡市	妙義町大牛の一部Ⅴ・妙義町岳の一部Ⅳ・妙義町行沢の一部Ⅱ・妙義町諸戸の一部Ⅰ	0.28	0.06	R7					R6		R7		R8		
		妙義町行沢の一部Ⅲ・妙義町諸戸の一部Ⅱ	0.15	0.12	R8							R8		R9		
		計	0.43	0.18												
9	安中市	蟹沢・西浦・北浦	0.34	0.08	R7					R6		R7		R8		
		坂本の一部1	0.35	0.19	R7					R7		R8		R9		
		計	0.69	0.27												
10	みどり市	大間々13	0.05	0.01								R7		R8		
		大間々14	0.03	0.02								R8		R9		
		計	0.08	0.03												
11	榛東村	新井の一部5	0.04	0.01	R7							R7		R8		
		新井の一部6	0.19	0.10	R7					R7		R8		R9		
		計	0.23	0.11												
12	吉岡町	大久保6	0.14	0.03	R7							R7		R8		
		大久保7	0.29	0.22	R8							R8		R9		
		計	0.43	0.25												
13	上野村	田平	0.03	0.02	R8							R8		R9		
		計	0.03	0.02												
15	南牧村	磐戸2	0.16	0.03	R7					R6		R7		R8		
		檜沢1	0.19	0.14	R8					R7		R8		R9		
		檜沢2	0.23	0.01	R9					R8		R9		R10		
		計	0.58	0.18												
17	孺恋村	荻原・笹平の1	0.29	0.14	R7					R7		R8		R9		
		瀧ノ山	0.45	0.21	R7					R7		R8		R9		
		計	0.74	0.35												

番号	市町村名	計画区名	調査面積 (km ²)	換算面積 (km ²)	実 施 工 程											備 考
					C	D	RD1 RD2	RD3	E1	E2	F I	FⅡ-1	FⅡ-2	G	H	
18	東吾妻町	岩下の一部4	0.21	0.05	R6				R6		R7			R8		
		須賀尾の一部8	0.18	0.10	R7				R7		R8			R9		
		計	0.39	0.15												
18	昭和村	貝野瀬Ⅶ	0.09	0.02	R7						R7			R8		
		計	0.09	0.02												
19	みなかみ町	相俣Ⅹ	0.17	0.13	R8						R8			R9		
		計	0.17	0.13												
20	大泉町	寄木戸4	0.30	0.22					R7		R8			R9		
		計	0.30	0.22												
		合 計	6.57	3.11												

注) 1 群馬県の地籍調査の実施状況は、群馬県HPに掲載しています。「国土調査」で検索。

<https://www.pref.gunma.jp/page/9724.html>

2 実施工程欄の符号は、次のとおりとする。

C＝地籍図根三角測量 D＝地籍図根多角測量 E1＝素図作成 E2＝一筆地調査 F I＝地籍細部測量 FⅡ-1＝一筆地測量 FⅡ-2＝地籍図作成

G＝地積測定 H＝地籍図及び地籍簿の作成

RD1＝既存資料の収集・確認(航測法) RD2＝空中写真測量及び航空レーザ測量(航測法) RD3＝補備測量及び筆界点の座標値の算出(航測法)

・過年度に、国土交通省の「山村境界基本調査」、「効率的手法導入推進基本調査」を実施した工程は、【基】と記載。

IV 効率的な手法導入推進基本調査

1 効率的な手法導入推進基本調査とは

国が地域特性に応じた効率的で先進的な調査手法(リモートセンシング活用型、MMS等活用型)を用いて基礎的な情報を整備提供することで、市区町村による地籍調査の実施を後押しするとともに、様々な条件下での当該手法の活用事例やノウハウ等を蓄積・普及することにより、市区町村における効率的な地籍調査手法の導入推進を図ることを目的とした調査です。



(国土交通省作成資料を引用)

2 リモートセンシング活用型

航空機からの航空レーザ測量手法等の活用により広範囲の山林地域の情報を迅速に計測し、取得したデータから空中写真だけでなく、微地形表現図、林相識別図等の山林境界に関する多様な情報を整備します。



(国土交通省作成資料を引用)

従来よりも広範囲の測量を、現地に行くことなく実施することが可能となり、作業の大幅な迅速化が図られます。加えて現地測量作業に伴う危険も減少します。

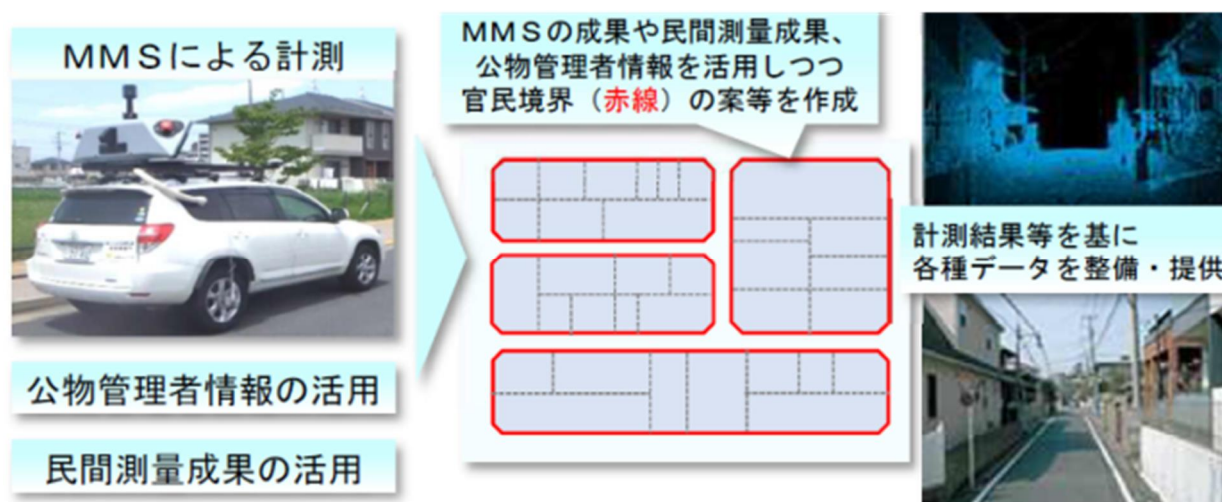
また、リモートセンシングデータ等を活用して作成した微地形表現図に加え、調査過程で得られる林相識別図や樹高分布図の多様な情報を有効活用することで、筆界案を作成するだけでなく、現地立会の代わりに集会所等で境界を確認することが可能となり、境界確認に要する時間や労力の大幅な効率化と現地立会に伴う危険の減少が期待されます。

3 MMS(モバイルマッピングシステム)活用型

MMSによる車載写真レーザ測量手法を活用し、官民境界エリアを迅速に計測して数値地形図を作成するとともに、公物管理者が保有する境界情報等も有効活用しつつ、官民境界に関する基礎的情報を整備します。

MMSを搭載した車両を走行させることで、道路沿いの広範囲のデータを短期間で計測することが可能となり、現地作業の大幅な迅速化が図られます。また、図面、簿冊に加え、調査過程で得られる三次元点群データや3Dバーチャル画像等を用いることにより、境界確認等の効率化が期待されます。

【参考】MMS(車載写真レーザ測量システム:モバイルマッピングシステム)とは、車両にGNSS(全球測位衛星システム)等の自車位置姿勢データ取得装置及び3Dレーザスキャナ、カメラ等の数値図化用データ取得機器を搭載した計測・解析システム。



(国土交通省作成資料を引用)

4 調査実施要件

- 後続の地籍調査を、基本調査完了後3年以内に実施すること。(リモートセンシング活用型の場合は基本調査のリモートセンシングデータを、MMS 活用型の場合は基本調査の MMS 等を活用すること)
- 優先実施地域であること。
- 成果の移管(基準点の維持管理等)に同意できること。
- 地籍基本調査に必要な資料収集等の協力に応じること。
- 他の地籍基本調査又は地籍調査における調査内容の再調査に該当しないこと。

5 事業主体及び費用負担

- 事業主体:国(国土交通省政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室)
- 費用負担:国費 100%

V 土地分類基本調査

1 土地分類基本調査とは

土地分類基本調査は、地形、地質、土壌等のその土地が持つ自然的な性質や土地利用の状況を把握する調査です。調査成果は、各種土地利用計画や防災計画、環境保全対策などの基礎資料として活用されるなど、様々な利用が図られています。

2 成 果

国土地理院が発行している縮尺 5 万分の 1 地形図を基図として現地調査や資料整理を行って、その地域の地形、表層地質、土壌等の立地条件や、開発、土地利用の規制因子となる土地利用現況、水系、傾斜区分等の地域の自然的特性をまとめた地図と説明書を作成します。

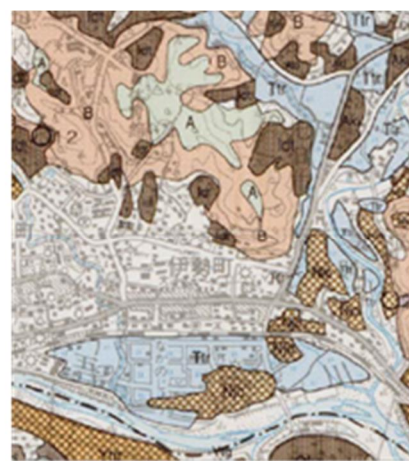
成果は、群馬県農政部農村整備課で閲覧及び貸出を行っているほか、国土交通省のホームページに掲載しています。



地形分類図



表層地質図



土壌図

○国土交通省「国土数値情報ダウンロードサイト」

<https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>

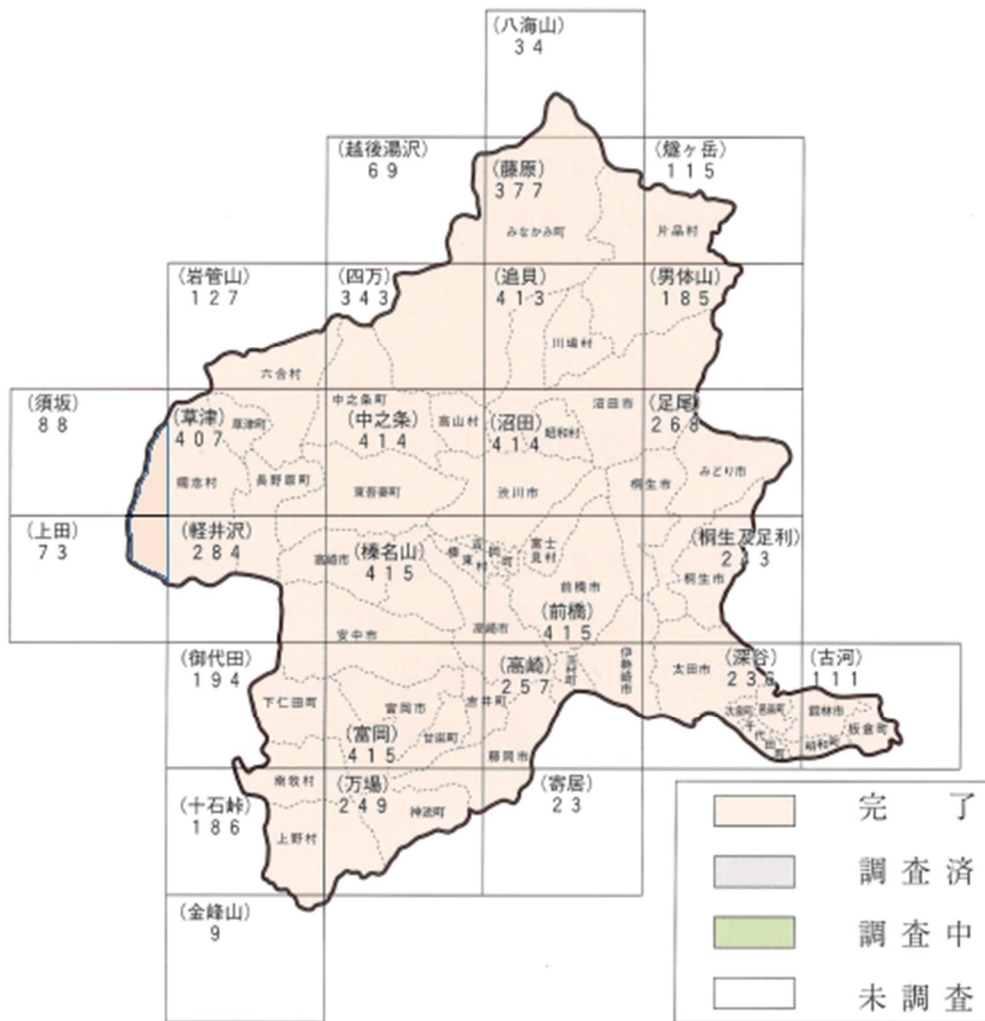
3 事業主体

群馬県

4 調査の実施及び成果作成機関

総括	群馬県農政部農村整備課
地形分類	群馬県土地分類基本調査研究会 (県が作成委託)
表層地質	
傾斜区分	
水系	
土壌及び	群馬県農業技術センター 群馬県林業試験場
土地利用現況	

5 土地分類基本調査実施地域



6 土地分類基本調査の実績

年 度		S.31	H.2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
調 査	図幅名	前 橋	深 谷	高 崎	富 岡	万 場 寄 居	御代田 古 河	桐生及足 利 軽井沢	草 津	沼 田	十石峠 金峰山	追 貝	中之条	四 万 岩菅山	榛名山	足 尾	燧ヶ岳 男体山	－	八海山、 越後湯沢、 藤原	－	須坂 上田	－
	面積 (km2)	415	236	257	415	272	305	527	407	414	195	413	414	470	415	268	300	－	480	－	161	－
印 刷	図幅名	前 橋	－	深 谷	高 崎	富 岡	万 場 寄 居	古 河	御代田 桐生及足 利 軽井沢	草 津	沼 田	十石峠 金峰山	追 貝	中之条	四 万 岩菅山	榛名山 足 尾	燧ヶ岳 男体山	－	八海山、 越後湯沢、 藤原	－	須坂 上田	－
	面積 (km2)	415	－	236	257	415	272	111	437	284	407	414	195	413	414	470	683	300	－	480	－	161
事業費(千円)		－	1,876	4,200	5,600	5,300	5,240	6,880	7,112	7,100	5,786	7,690	7,130	8,574	6,820	6,670	7,983	2,470	1,200	3,265	1,200	3,280
実施機関		経企庁	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県

※経企庁：経済企画庁

VI 関係機関一覧

◎国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室（地籍調査）

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第 3 号館

TEL 03-5253-8111(代表)

◎国土交通省 関東地方整備局 用地部 用地企画課（地籍調査）

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎第 2 号館

TEL 048-601-3151

◎国土交通省 国土地理院 関東地方測量部 測量課（基準点設置・改測）

〒102-0074

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

TEL 03-5213-2051

◎前橋地方法務局

庁 名	不動産登記管轄区域	所在地及び電話番号
前橋地方法務局 (本局)	前橋市	〒371-8535 前橋市大手町 2-3-1 TEL 027-221-4466
高崎支局	高崎市 安中市 藤岡市 多野郡 神流町	〒370-0045 高崎市東町 134-12 TEL 027-322-6315
桐生支局	桐生市 みどり市	〒376-0045 桐生市末広町 13-5 TEL 0277-44-3526
伊勢崎支局	伊勢崎市 佐波郡 玉村町	〒372-0006 伊勢崎市太田町 554-10 TEL 0270-25-0758
太田支局	太田市 館林市 邑楽郡 大泉町、千代田町、 邑楽町、板倉町、明和町	〒373-0063 太田市鳥山下町 387-3 TEL 0276-32-6100
沼田支局	沼田市 利根郡 片品村、川場村、 みなかみ町、昭和村	〒378-0042 沼田市西倉内町 701 TEL 0278-22-2518
富岡支局	富岡市 甘楽郡 甘楽町、下仁田町、 南牧村 多野郡 上野村	〒370-2316 富岡市富岡 1383-6 TEL 0274-62-0404
中之条支局	吾妻郡 中之条町、東吾妻町、 高山村、長野原町、 嬬恋村、草津町	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町 692-2 TEL 0279-75-3037
渋川出張所	渋川市 北群馬郡 吉岡町、榛東村	〒377-0007 渋川市石原 1099-1 TEL 0279-22-0242

群馬県の地籍調査に関する各種データ記録表

(令和8年4月末現在)

項目 市町村名	調 査 状 況				① 市町村 全面積 (km ²)	② 調査対 象面積 (km ²)	③ R7末 調査済 面 積 (km ²)	調 査 実 績 (年次毎) (km ²)						④ R7年度ま での19条 5項指定面 積 (km ²)	⑤ R7年度末 地籍が明確 化されてい る面積 ③+④ (km ²)	⑥ 進捗率 (R7迄) ⑤/② (%)	⑦ 地籍の明確 化必要残面 積 (km ²) ②-⑤	備考
	着 手年 度	休 止年 度	再 開年 度	完了 年度				第4次計画 まで	第5次計画 (実績)	第6次計画 (実績)	第7次計画 (R2年度～11年度)							
											S26～ H11	H12～ H21	H22～ H31					
前橋市	S36	H10			311.59	291.52	182.31	182.14		0.17	7.00			9.96	192.27	66.0	99.3	休止
高崎市	S39				459.16	414.16	150.43	114.13	16.52	17.61	19.26	2.17	0.16	7.29	157.72	38.1	256.4	外注
桐生市	S47				274.45	210.86	48.36	34.50	9.76	2.89	4.43	1.21	0.18	1.20	49.56	23.5	161.3	外注
伊勢崎市	H1				139.44	136.42	25.55	8.01	5.77	8.98	9.00	2.79	0.15	8.65	34.20	25.1	102.2	外注
太田市	S38				175.54	174.69	63.11	55.68	4.13	2.35	5.49	0.95	0.14	7.97	71.08	40.7	103.6	外注
沼田市	S63	H26			443.46	185.41	7.12	3.76	3.02	0.34	4.47			17.07	24.19	13.0	161.2	休止
館林市	H16				60.97	59.39	9.78		3.12	4.91	4.79	1.75	0.09	2.14	11.92	20.1	47.5	外注
渋川市	S42				240.27	211.60	164.88	127.84	15.20	13.17	6.61	8.67	0.35	6.90	171.78	81.2	39.8	直営 外注
藤岡市	S33	S54	H25		180.29	169.02	57.26	53.12		1.94	3.73	2.20	0.13		57.26	33.9	111.8	外注
富岡市	S34				122.85	114.98	71.20	64.35	2.05	2.97	3.20	1.83	0.18	2.80	74.00	64.4	41.0	外注
安中市	S29				276.31	201.48	119.66	111.34	2.97	3.37	4.20	1.98	0.27	1.27	120.93	60.0	80.6	外注
みどり市	S42	S55	H23		208.42	199.57	16.97	13.72		2.43	3.24	0.82	0.03		16.97	8.5	182.6	外注
榛東村	H26				27.92	27.92	3.12			1.36	4.10	1.76	0.11	0.64	3.76	13.5	24.2	外注
吉岡町	H24				20.46	19.80	3.03			1.97	2.00	1.06	0.25	0.09	3.12	15.8	16.7	外注
上野村	H26				181.85	107.30	0.40			0.14	1.70	0.26	0.02		0.40	0.4	106.9	外注
神流町	H16	R8			114.60	96.93	6.09	0.06	2.21	3.41	1.00	0.41			6.09	6.3	90.8	休止
下仁田町					188.38	151.78					5.50						151.8	
南牧村	R1				118.83	78.90	1.87			0.23	3.00	1.64	0.18		1.87	2.4	77.0	2項 委託
甘楽町	S39			H18	58.61	52.51	44.68	43.17	1.51						44.68	85.1	7.8	完了
中之条町	S39	R3			439.28	136.19	121.45	88.57	19.51	13.23	9.99	0.14		0.20	121.65	89.3	14.5	休止
長野原町	S50	R3			133.85	110.39	40.31	25.46	9.88	4.42	10.10	0.55		0.22	40.53	36.7	69.9	休止
嬬恋村	S47				337.58	191.61	69.78	49.68	11.51	6.24	9.50	2.35	0.35	1.58	71.36	37.2	120.3	外注
草津町	S42			S51	49.75	14.53	9.76	9.76							9.76	67.2	4.8	完了
高山村	S48			H6	64.18	62.79	59.00	59.00							59.00	94.0	3.8	完了
東吾妻町	S45				253.91	178.34	72.60	50.93	11.95	8.52	7.30	1.20	0.15	1.16	73.76	41.4	104.6	2項 委託
片品村					391.76	299.55					7.50						299.6	
川場村	H17	R2			85.25	41.14	3.54		1.63	1.91	1.80			0.37	3.91	9.5	37.2	休止
昭和村	H22				64.14	52.58	2.02			1.45	3.20	0.57	0.02	9.61	11.63	22.1	41.0	外注
みなかみ町	S44				781.08	201.36	94.48	81.39	5.67	3.94	10.50	3.48	0.13	1.47	95.95	47.7	105.4	外注
玉村町	S31			S37	25.78	25.77	25.77	25.77							25.77	100.0		完了
板倉町					41.86	35.85					3.68			3.31	3.31	9.2	32.5	
明和町	S28			S49	19.64	19.16	19.16	19.16							19.16	100.0		完了
千代田町					21.73	21.73					3.50			0.82	0.82	3.8	20.9	
大泉町	H30				18.03	16.06	1.98			0.34	3.50	1.64	0.22	1.06	3.04	18.9	13.0	外注
邑楽町					31.11	31.11					2.71			0.59	0.59	1.9	30.5	
35市町村					6362.33	4342.40	1495.65	1221.54	126.41	108.29	166.00	39.41	3.11	86.37	1582.02	36.4	2760.4	

※1 調査除外面積は国有林野と公有水面の合計面積で、第6次10箇年計画時の面積としている。

※2 地籍明確化必要面積は、調査対象面積から大規模国有地等を控除した面積である。

※3 調査済面積は換算面積で計上した。

※4 第4次計画までには、任意方式(S26～31)、特定計画方式(S32～37)、1次(S38～44)、2次(S45～54)、3次(S55～H元)、4次(H2～11)を含む。

※5 渋川市におけるR6年度実績には、国土交通省が実施した「効率的手法導入推進基本調査」の調査面積5.98km²(換算面積ベース)を含む。

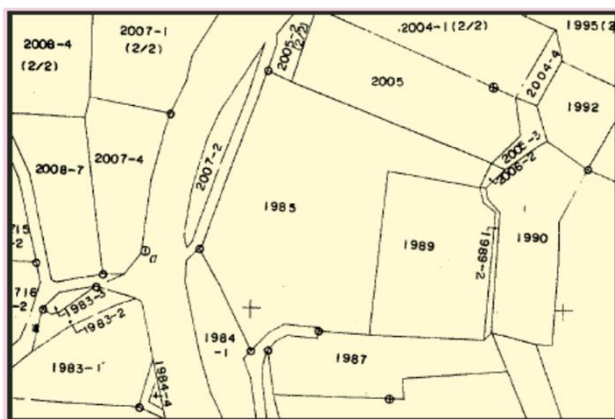
※6 記載の数値はそれぞれ四捨五入を行っているため、合計及び比率は一致しない場合がある。

あざきりず
字限図（地籍調査前）



※字限図＝地番区域である大字または字を単位に作成された地図で、
「^{あざす}字図」、「^{あざえす}字絵図」または「^{こうす}公図」とも呼ばれ、現在法務局
に備え付けられている。

地籍図（地籍調査後）



令和8年7月31日発刊

群馬県農政部農村整備課

TEL (027)226-3163

FAX (027)224-8744

Mail nousonka@pref.gunma.lg.jp